

# 令和6年度 東京都予算に対する要望

東京都農業共済組合経営強化支援事業等の継続について

令和5年11月20日

東京都農業共済組合



東京都におかれましては、農業保険（収入保険事業及び農業共済事業）の実施主体である東京都農業共済組合の運営につきまして、日頃より特段のご指導とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。また、令和3年度からの収入保険加入推進支援事業による加入者の保険料の補助等をいただき感謝いたします。

約3年の間、農業経営に大きな打撃を与え続けた新型コロナウイルス感染症は、本年5月に感染症法上の分類が5類に引き下げられ、農業現場への影響はコロナ禍前に戻りつつあります。一方、ロシアによるウクライナ侵攻は終息が見えず、円安等も重なり、依然として肥料・飼料をはじめとする資材価格の高騰が、農業経営に深刻な影響を及ぼし続けております。

東京都におかれましては、都民の潤いの場やヒートアイランド現象の緩和等様々な役割をなす農業・農地の維持のため、本年3月に新たな「東京農業振興プラン」を策定し、このプラン実現に向け各関係機関が協力して、「都民生活に貢献する、持続可能な東京農業」を目指し、農業振興を強化しております。

この様な中、東京都農業共済組合は、自然災害に加え様々な農業経営のリスクに対し、早期の経営再開・営農継続に向けた制度の普及のため、令和5年度より全国の組織を上げて、「未来へつなぐ」サポート運動を開始しました。この運動では、その目標を「安心をすべての農家に届けよう」とし、スローガンを「より身近に、より丁寧に、農家のもとへ」と掲げ、収入保険事業と農業共済事業の両事業をより多くの農業者に活用いただくことを目指し、都内の全ての農業者に「備えあれば憂いなし」の生産体制を提供をすべく日々事業の普及拡大に努めております。

しかしながら、毎年、減少している農地・農業者の影響により農業共済組合の財務状況は厳しい状況が続いております。都民にとって貴重な財産である東京の農業・農地を将来に渡って維持するため、セーフティネット機能を担う東京都農業共済組合の経営強化支援事業の継続支援、並びに農業経営収入保険加入推進支援事業の継続を要望いたします。

# 1. 東京都農業共済組合とは

農業保険法に基づき、都内の農業者の農業経営の安定を図るため、災害による損失を補填する農業共済事業並びに農業収入の減少を補填する農業経営収入保険事業を行い、農業経営の持続的発展を目的としています。

組合員数 3, 156 名（令和 5 年 4 月 1 日現在）

# 2. 農業共済組合を取り巻く概況

- 平成 30 年 4 月に農業保険法が施行され、新たに農業経営収入保険事業が加わり、これまでの農業共済事業では、共済の対象とならなかった農業者を含めた全ての農業者に「備えあれば憂いなし」の農業生産体制が提供できることとなり、「安心のセーフティネット」を展開しています。
- また、本組合では、財務の厳しい状況を打開するため平成 20 年度から 4 分野 36 事項の組織改革・財務健全化計画、並びに「実施体制の改善計画」（10 項目）に取り組み効率的で効果的な組合運営に努めて参りました。しかしながら財務状況は好転せず、農業のおかれる潜在的な課題が解消しないため厳しい状況が続いています。
- これまでの組織改革を止めることなく、効率的・効果的な業務執行と財務改善のため、現在も令和 9 年度を目途に組織のあるべき姿を目指した、更なる「実施体制の改善計画」を策定検討中です。

# 3. 組織運営の改革等による成果

- 平成 20 年度から実施した改革（上記 4 分野 36 事項～、実施体制の改善計画（10 項目））は、現在もその改革事項を継続して実施しており、直近の 5 年間で 2 億 4 千万円（過去 10 年間では約 5 億 2 千万円）の成果を上げてまいりました。

○ 直近5年間（平成30年度から令和4年度まで）の改革金額

区分	改革の主な事項	改革金額
財源確保等	国庫補助金の増額、東京都の補助金増額、農機具共済などの新事業の開始等	121,648千円
コスト・事務改善	職員給与の見直し、役員報酬の見直し、島しょ6町村への業務委託経費の見直し等	69,719千円
積立金等	緊急事態に対応する積立、職員退職金の積立等	52,849千円
計		244,216千円

#### 4. 農業災害の発生状況と農業共済事業の共済金支払い実績

近年は、地球規模で異常気象が常態化して、日本に襲来する台風も大型傾向となり、国内では線状降水帯で発生する集中豪雨による河川の氾濫・土砂崩れなど、時と場所を選ばず発生しています。東京都内でも、台風等による農業災害が発生して多くの農業者が被害を被っています。

<参考1> 過去5年間の共済金支払実績（全事業） （単位：千円）

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年間計
192,717	185,899	70,589	67,877	61,424	578,506

<参考2> 東京都における近年の大規模被害状況と共済金

平成24年5月の降雪による梨の被害		平成26年2月の雪害による園芸施設被害		平成30年10月の台風24号による園芸施設被害		令和元年9月台風15号・19号及び21号の園芸施設被害	
面積 (a)	共済金 (千円)	棟数 (棟)	共済金 (千円)	棟数 (棟)	共済金 (千円)	棟数 (棟)	共済金 (千円)
513	23,758	458	134,872	723	88,923	551	88,122

## 5. 「経営強化支援事業」の必要性

都民へ都内農産物を安定供給するとともに、意欲ある担い手農業者、若手後継者並びに新規就農者が安心して農業が行えること、更には安心して新しいことにチャレンジできる東京農業を維持するため、農業共済組合の役割は増々高まっておりますので、以下の3事業からなる農業共済組合経営強化支援事業の継続を要望します。

### ① 果樹損害防止事業

果樹農家の病虫害による被害を未然に防止して、損失を発生させないことを目的に損害防止活動を実施することにより、農業経営の安定と共済金の支払抑制による組合の経営安定に大きく寄与している事業です。

- ・ 梨のハダニ被害を未然防止するための損害防止費用
- ・ 共済金の支払削減による運営費の確保

### ② 加入促進事業

組合の実施事業である農業保険事業を強力に推進し、農業経営の安定と加入にともなう事務費賦課収入の確保により組織運営の安定化を図っていく事業です。

- ・ 農業保険事業をより広く農業者が活用するための加入促進費
- ・ 加入促進にともなう事業拡大により事務費賦課金収入の増収を図り組合運営のための財源を確保

### ③ 人材育成事業

農業共済組合は、職員数16名と少数精鋭で島しょ部を含む東京都内全域を管轄しているため、常に一人一人の職員の資質向上が必要であります。職員の資質向上により効率的で効果的な加入促進を行う上で不可欠な事業です。

- ・ 農業保険事業の加入促進のための専門知識の習得

## 6. 農業経営収入保険事業の実績

令和元年度より補償が開始された農業経営収入保険事業の実績は、年々、加入者が増加しており、下記のとおりとなっております。

<農業経営収入保険事業の実績>

	加入実績		保険金		つなぎ融資利用者 (件)
	加入件数 (件)	補償額計 (千円)	支払件数 (件)	支払保険金 (千円)	
令和元年	84	453,379	35	30,338	1
令和2年	130	717,586	41	38,572	1
令和3年	202	1,259,602	50	94,316	4
令和4年	355	1,830,711	83	63,086	7
令和5年	416	2,156,805	—	—	—

※ 令和4年の支払保険金は、8月末の暫定値

## 7. 「収入保険加入推進支援事業」の必要性

本年の夏は記録的な猛暑となり、作物への高温障害や渇水などによる露地野菜、果樹栽培等に大きな農業被害をもたらしております。収入保険事業は、既存の共済事業では補償対象外であった露地野菜経営や複数の樹種で営む果樹経営も対象となります。

そのため収入保険事業は、本年度より開始した「未来へつなぐ」サポート運動において、新たな加入目標を令和9年度までに17万経営体を目指し、全国の農業共済組合が一丸となり推進活動を強化しております。

都内の農業者の経営安定のため、自然災害に加え、価格や需要の低下、労働力不足による作付面積の減少など幅広いリスクに対応できる「収入保険事業」の加入者拡大を図るため、本組合は、加入推進に資する取組を強力に推し進めることが求められております。東京都においても農業者の負担軽減のための保険料の助成並びに加入推進活動への支援など、加入者拡大への協力を継続していただけるよう要望いたします。

令和5年11月20日

東京都知事 小池 百合子 殿

協同組合東京都水道請負工事連絡会  
代表理事 貝澤 二郎

### 令和6年度予算要望

現在、東京都の給水区域内において、給水普及率は100%、給水件数は約791万件であり、給水人口は約1,370万人、配水管延長は約2万7466km、付属設備は約58万個と膨大な数値であり、水道局の維持管理計画により計画的施設更新、震災災害対策等、施設整備を誠実に履行し適切に対応されていることにより、安心して安全な安定給水の確保が為されていると承知致しております。

しかし、現在の配水本小管や制水弁を含む付属設備、継手並びに給水管の中には、耐用年数の経過により老朽化や耐震性不足による機能低下、或いは機能不良により濁水原因となる可能性がある管路や施設が未更新のまま稼働しており、これらの施設水準の向上及び整備が安定給水を担保する上で急務であると理解致しております。

更には、震災時や災害時に、より効果的に長期断水被害を減少で

きるよう減災施策及び、配水本小管、付属設備の早期更新、並びに耐震継手化の早期達成が重要な施策であり、都民から強く求められていると承知致しております。

当組合においては、安定給水に脅威を与える更新時期を過ぎた配水本小管の耐震化や河川横断管の伏越し化等並びに、老朽化した給水管等の整備及び材質改善を早期に達成する事が減災、安定給水を可能にすると承知致しております。

当組合では平成24年4月20日に水道局と「災害時における水道施設等の応急措置の協力に関する協定」を締結しており、協力団体としての責任を履行すべく毎年実施している防災訓練をはじめ、技術者の雇用確保、資機材、労務宿舎、資材置き場の確保、又、技術力の継承や向上も含めた中長期的設備投資に努めております。

組合員各社は、水道局が示される安定的事業量に依り、事業を通じて、今後予想される労働人口の減少、専業従事者の雇用確保等の困難な雇用課題にあっても、施工能力が衰退しないよう組合員各社は雇用努力を継続致しており、合わせて技術力の継承、技術者の育成等にも努めており、水道局が示す「安定給水の確保」「震災対策等の推進」「安全でおいしい水の供給」による施設整備の方向性や整備

目標を達成するための具体的取組の一助となるよう、微力ながら、水道局が示す目標数値、計画期間内での事業量を誠実に施工致しております。

又、当組合では、緊急時における対応能力向上を責務とし、断水被害の抑制や早期に平常給水可能と成るよう応急対策諸活動を迅速、的確に実施できる体制を積極的に整備しております。

水道局が明確にされた施設整備目標における具体的数値の早期達成が適う事業計画の推進を要望致します。

又、水道局の施設整備計画に重要となる、事業者における継続的な専門的技術力の維持、並びに向上を目的とした新たな施策の事業化を要望致します。

一方、水道局が策定した「東京都水道局環境5か年計画2020－2024」に明記されている環境負荷の低減における計画的取組みには当組合においても賛同致しており、水道局を取り巻く状況の大きな変化に伴い、同時に組合員各社にも自発的取組みが求められていると承知致しております。

水道局では既に省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの導入、脱炭素化の促進等に鋭意取組まれており、当組合においても施

工する際に排出する建設資機材の CO<sub>2</sub> の削減、脱プラスチックの推進、建設廃棄物の削減等に微力ながら一翼を担えるよう努力を致して参ります。

当組合が環境に配慮した資機材の調達や施工現場での動力稼働等による CO<sub>2</sub> 排出削減を容易に取組める新たな施策を希望いたします。

## 1. 漏水防止対策に関する要望

現在、都内に埋設されている配水管、給水管は、経年劣化に加え、地盤の不同沈下、腐食性土壌、交通荷重の影響を受け、常に漏水の可能性があり、事故が発生した場合には、出水不良、道路陥没や建物への浸水等の二次被害をもたらす危険性もあります。

漏水リスク管の早期解消、給水管漏水の未然防止、早期発見、早期修理、耐震継手化等、低漏水率維持が可能となるよう要望致し、給水管の耐震性能の早期確保、並びに漏水の未然防止、断水率の軽減と早期復旧が可能と成りますよう私道内における塩化ビニル製の給水管の材質改善工事に加えて私道内給水管整備事業をさらに推進されるよう要望致します。

又、水道用ステンレス鋼管においては、埋設が開始されてから既に約 40 年余りが経過しております。現在は衛生性、耐食性、管路の

耐震性に優れた水道用波状ステンレス鋼管、ステンレス製サドル付分水栓、止水栓等を使用しており、経年劣化した水道用ステンレス鋼管の早期更新が可能となる施策、事業を重ねて強く要望致します。

## 2. 取替困難管等の早期解消及び耐震継手管への取替に関する要望

水道局においては、「東京水道経営プラン 2021」及び、令和3年3月に達成数値等を明確に示された「東京水道施設整備マスタープラン」にも明記されておりますように、漏水事故、無効水量を未然に防ぐため、取替困難管及び初期ダクタイトイル管等を早期に耐震継手機能を有する強度の高いダクタイトイル鋳鉄管へ更新する事業を更に積極的に発注されるよう要望致します。

又、被災時に断水被害減少が可能となるよう、「東京水道経営プラン 2021」及び「東京水道施設整備マスタープラン」に基づく耐震継手管への取替の実施を減災の観点においても確実に履行するために、「配水管小規模整備工事請負単価契約」を適宜活用され、計画期間における配水区域内での施設整備の早期目標達成を可能とする施策、事業を強く要望致します。

令和5年11月20日

東京都知事 殿

東京都荒川区西日暮里 1-5-2 (株)ハセベ 3F  
東京都公立中学校 PTA 協議会  
会長 関口 哲也

## 東京都公立中学校教育に関する予算要望書

日頃より公立中学校の教育に関して、ご尽力いただき感謝申し上げます。また東京都公立中学校 PTA 協議会(以下、都中 P と記載)の活動に対し、御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

都中 P では、「心豊かな子どもを育てる PTA 活動の推進」を理念に、東京都の中学生のために力を注ぐ全ての PTA のために広く活動をしています。

その都中 P の重要な役割である「中学校教育の改善」のために、東京都として実現いただきたい事項について、都中 P の「東京都公立中学校教育に関する予算要望書」としてまとめましたので、ご査収いただけますようお願いいたします。

何卒、実現いただきたく重ねてお願い申し上げます。なお、本要望書に対するご回答、または対応方針について、書面での回答をいただきたく、お願いいたします。(回答希望期限：令和 6 年 2 月末日)

### 参考：都中 P 活動状況

- 1) 東京都教育委員会委託事業：東京都幼小中高 PTA リーダー研修会の企画と運営
- 2) 全都地区 PTA 連合会長会：東京都地区 PTA 連合会の意見交換や情報収集と加盟推進
- 3) 全都公立中学校 PTA 広報紙コンクール：コンクールの開催、日本 PTA 全国協議会への推薦
- 4) 東京都の保護者と教員からなる組織の代表(PTA の代表)としての活動：  
東京都各部局や警視庁のほか、東京都内の 30 を超える各教育関係機関からの要請に応じて東京都の中学校の PTA 代表(保護者/教員からなる組織の代表)として参画 他

## 教育活動と教育・学校環境のより一層の充実に向けた要望

これからの社会を担う子どもたちが、新しい社会を生き抜き、世界に通用する人材になるための教育を受けられるように、教育環境の充実は重要と考えています。

すでに、現在の教育環境には、様々な課題が見えてきていることは、ご認識いただいていることと思います。特に、教員の確保、教員の質の向上、教員が子どもに向き合う時間の増加、新しい授業・教育方法の実践、環境の整備、部活動のあり方・やり方、加えて教育環境の地域格差の削減など、多くの取り組みや対策のための予算確保をお願いいたします。

### 予算要望 1 人員に関する予算

部活動指導員を含めた補助教員を充実する予算補助

### 予算要望 2 教育環境に関する予算

子どもたちの ICT リテラシーを高めるための予算補助(下記に利用可能な予算措置)

- ・ GIGA 端末更新に係わる費用補助
- ・ 全校生徒が GIGA 端末利用した際に耐えうる学校外接続ネットワーク増強のための費用補助

### 予算要望 3 学校環境に関する予算

近年の夏日の増加への対策として、全都中学校への冷暖房導入の推進の予算補助(下記に利用可能な予算措置)

- ・ 災害時避難所になることも想定した、全都中学校体育館への冷暖房導入の推進の予算補助  
(加えて、利用時の電気代の補助)
- ・ 未だ特別教室への冷房設置が進まない地区への冷房設置の推進の予算補助

以 上

# 要望書

令和5年11月20日  
東京都公立高等学校PTA連合会  
会長 檜山美智子

## ①ヤングケアラー支援の取り組みを引き続き要望します。

昨年はヤングケアラー事業への取組を推進いただき、ありがとうございました。  
実際にスクールソーシャルワーカーが配備され、今までに比べて格段に生徒の様子が分かるようになったという声とともに、教師だけが目を配らせなければいけなかったころに比べて教師の負担が減ったという副次的な効果もあると伺っております。

このような取組は素晴らしいものですので、継続することで一層の効果があると考えております。ヤングケアラー支援について、スクールソーシャルワーカーを軸とし、教職員や福祉機関も交えた包括的支援体制がより充実すべく引き続き推進されることを要望します。

## ②AEDの設置個所の増設（運動施設そばへの設置）を要望します。

現在、都立高校にはAEDが設置され、教職員や生徒向けのAED講習も多く行われていますが、AEDが必要な場所に設置されているとは言い難い状況にあると思われまます。心停止をした場合、5分以内のAED使用が望ましいとされますが、さらに1分でも早く使用できれば救命率が上がっていくため、できるだけ迅速・適切にAEDを使用できる環境作りが重要だと考えます。

一般財団法人日本救急医療財団「AEDの適正配置に関するガイドライン」では、「学校における突然の心停止の多くは、体育の授業やクラブ活動で、ランニングや、水泳など、運動負荷中に発生しており、運動場やプール、体育館のそばなど、発生リスクの高い場所からのアクセスを考慮する必要がある」とありますが、現在は各校のAED台数が少なく、運動施設近くにはAEDが常設されていない場合が多いのが実状です。

また、学校でAEDを使用する経験は生徒達の救命スキルと意識を高め、社会で救命の役割を担う人材育成にも繋がります。

以上より、生徒・教職員の命を守るために、各学校のAEDの数を増やし、運動施設周辺へ重点的に設置できるようになることを要望いたします。

### ③ 暑さ対策設備の充実を要望します。

2023年度の猛暑、酷暑は記憶に新しいところで、熱中症での搬送も過去10年で2018年に次ぐ多さとなりました。しかし2019～2022年も以前に比べれば確実に熱中症搬送は増えており、来年以降もこのような事態が繰り返される、もしくはより悪い状況になることが考えられます。

学校での対策は様々に考えられると思いますが、多くの生徒は夏季休暇期間を除けば登校する必要があり、学校での暑さ対策は欠かせない状況です。

都立高校では教室の空調設備導入は100%となっていますが、特別教室は83.4%、体育館は39.2%です（令和4年度教育庁資料より）。同じ資料によると小中学校では特別教室92.2%、体育館82.1%となっており、特に高校での体育館の設備導入の遅れが目立ちます。

また、データはありませんでしたが、校舎内だけでなく、外気に触れる箇所でも必要に応じて猛暑を避けることのできる設備があれば熱中症リスクを減らすことが可能かと存じます。一例をあげるとミストシャワーの設置などが考えられます。

来年がどのような気候になるかは分かりませんが、今後定期的に猛暑、酷暑の日々が続く年が来ることと存じます。その時に生徒や教職員の多くが熱中症にかかることのないよう、暑さ対策設備の充実を要望いたします。

令和5年11月20日

東京都知事  
小池 百合子 様

東京都特別支援学校PTA連合会  
会長 小野田 由夏

## 要 望 書

日頃より特別支援学校の教育の充実と連合会の活動に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。私共は、視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・知的障害の4種別合同のPTA連合会で、種別により要望も様々ではございますが、これからの特別支援学校の教育の充実のため、全種別共通の要望を3点にまとめ、お伝えいたします。特段の御配慮をよろしくお願いいたします。

### 記

#### 【ICT機器を活用した教育の充実】

幼児・児童・生徒の障害の多様化に伴い、教育現場でのICT機器の使用状況は、種別ごと・教育課程によっても異なります。

それぞれの学びの質の向上のためにも、専門家と連携し、障害特性に合わせたアプリなどの開発を推進してください。

それに伴い、現場の教員が無理なく有効活用できるよう、サポート体制の強化の推進をしてください。

#### 【専門スタッフの配置】

個に応じた教育実現のためには、障害の状況に適切に対応した特別な指導・支援が欠かせません。

幼児・児童・生徒それぞれの、可能性を引き出せるような指導が受けられるよう、外部専門家（言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、歩行訓練士、公認心理師等）の配置及び巡回指導をさらに推進してください。

#### 【個の実態に応じた重度・重複学級の増設】

児童・生徒数は年々増加しており、障害も多様化しています。重度重複学級での手厚い指導が必要な児童・生徒が、普通学級に在籍していることもめずらしくありません。必要な支援が受けられるよう、実態に見合った重度・重複学級の増設を進めてください。

以上、3点を要望いたしました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

東京都特別支援学校PTA連合会  
事務局 東京都立品川特別支援学校  
〒140-0004 東京都品川区南品川6-15-20  
電 話 03-5460-1166  
ファクシミリ 03-5460-1166



5都P協発第26号  
令和5年11月20日

東京都知事  
小池 百合子 様



一般社団法人 東京都PTA協議会  
会長 岡部 健作

## 要望書

東京都の教育行政におかれましては、積極的な教育施策を展開し、力を尽くしておられますことに感謝申し上げます。また、日頃より当協議会の活動に多大なるご支援、ご協力を賜っておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

3年前のコロナ禍以来、PTAのあり方や活動には変化の波が押し寄せていますが、学校と地域を結ぶ要となり、子供たちの健やかな成長を願うというその意義は変わりません。当協議会は都の学校教育との連携を深めながら、都内公立小学校等のPTAが意義を見失わず活動していけるよう、さまざまな支援をしておりますが、こうして保護者の声を行政に届けることも使命のひとつです。以下の要望につきまして、ご検討をよろしくお願い申し上げます。

### 要望①

#### PTAから学校への寄付・寄贈についての注意喚起

当協議会が今年度、都内小学校のPTAを対象に実施したアンケートでは、「PTA予算から学校運営に必要な物品や経費を寄付・寄贈している」と回答したPTAが約55%、そのうち「市区町村に手続の相談がなされていない」ケースが85%でした。寄付が慣習的に行われている印象は否めず、また「PTAからの自発的な寄付」以外に「学校からの要望にPTAが応じる」ケースもあると思われまます。学校とPTAは別組織ですので「PTAからの寄付・寄贈は可能な限り受けない」「どうしても必要な場合は、寄付採納などのしかるべき手続を取る」ことについて、学校へあらためての周知をお願いいたします。

### 要望②

#### 教育現場にマッチしたスピーディな予算の確保

PTAからの寄付・寄贈は可能な限り受けずに学校経営が成り立てば良いですが、現実はその甘く無いようです。高額な物品ではなくても、教育活動で生じる交通費や消耗品など「少額だから」「予算執行は時間がかかるから」と、教職員の個人負担やPTAからの支出に依存している状況は十分に想定されます。あるいは学校が最初からあてにしているような場合もあるかも知れません。一校あたり年間数万円程度かと思いますが、このような事象に対応可能な予算措置と、現場のスピード感にマッチした執行スキームを実現いただきたいです。

以上